

監査公表第3号
令和6年6月18日

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 友田 秀明

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

1 監査の対象

消防本部及び消防署

消防総務課、警防課、指令課、予防課、危険物保安課

中央消防署、東消防署、西消防署、北消防署

2 監査の範囲

令和5年4月から令和6年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和6年4月9日（火）から6月18日（火）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 文書は適正に作成されているか。

イ 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。

ウ 寄附収受の手続は適正に行われ、議決を必要とするものについてはその手続がとられているか。

(2) 収入事務

- ア 納入の通知は適正に行われているか。納期限の設定は適切か。
- イ 出納員その他の会計職員並びに企業出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。

(3) 支出事務

- ア 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。また、旅費の調整が必要な場合は適正に行われているか。
- イ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。

(4) 契約事務

- ア 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
- イ 物品は、契約書の規格、数量等に合致しているか。

(5) 財産管理事務

- ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- イ 関係帳簿、書類等の記帳、各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書等で指導した。

消防総務課

(1) 共通的事項

- ア 救急用器具の寄附受納決定について、周南市職務権限規程に規定された決裁者の決定を受けていないものがあつた。

(2) 契約事務

- ア 産業医嘱託に関する契約について、契約の内容と異なる契約書が締結されたものがあつた。